平成２４年（フ）第７７号
大阪府摂津市鶴野１丁目６番６―602号
債務者　金子　幸子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８３号
大阪府吹田市山田西４丁目４番14―111号
債務者　村田紀美江
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８４号
大阪府東大阪市善根寺町５丁目２番５号、前住所大阪市旭区高殿６丁目15番25号　サンワエクシードハイム202号
債務者　島山　一揮
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８５号
大阪府交野市梅が枝１番213号、前住所横浜市神奈川区菅田町245番地１　グリーンヒルズ赤坂201号
債務者　西川　眞理（旧姓秦）
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８９号
大阪市生野区林寺２丁目26番８号
債務者　村田　孝治
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９５号
大阪市東住吉区桑津２丁目６番23―403号
債務者　髙山　敏彦
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９７号
大阪市旭区中宮３丁目６番６号
債務者　島崎　静子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２１号
長崎県長崎市田中町933番地１　中島アパート103号
債務者　山口　　賢
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７１号
大分県玖珠郡玖珠町大字帆足241番地の13　竹内ビル
債務者　星野　和美
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第７２号
大分県日田市大字石井311番地１
債務者　阿部　睦美
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第７３号
大分県日田市港町１番５号
債務者　古川　雅洋（旧姓梅木）
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第６７４号
埼玉県越谷市蒲生東町19番43号
債務者　杉林　好江
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５０１号
埼玉県羽生市西５丁目27番地２　むさしのハイツ203
債務者　谷　　知子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２６６号
新潟県長岡市蓮花寺1972番地１
債務者　松永　裕美
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２６８号
新潟県小千谷市本町１丁目１番５号
債務者　仲　　浩文
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２７５号
新潟県南魚沼市余川1225番地50　ナカジマコーポ２―201号室、住民票上の住所新潟県南魚沼市大木六324番地甲
債務者　小林　直行
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第３１９号
岡山県倉敷市沖49番地３
債務者　松森　新吾
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係